

中小企業再生支援センター

企業再生支援機構は、有用な経営資源を有する全国各地の中堅事業者・中小企業者の事業再生に係る取組みを積極的に進めるため、中小企業再生支援センターを設置しています。

1 基本方針

企業再生支援機構の大きな目的の一つは、地域の中堅事業者・中小企業者等の事業再生を通じて地域経済の再建を図ることです。そのため、過大な債務がある事業者であっても、技術力や商品・サービスの質、地域経済への影響などの点で有用な経営資源を有している事業者であれば、その資源を活用した事業再構築を支援して参ります。その場合は、個別事業者の再生支援に止まらず、地域経済の活性化や産業の成長戦略という観点から、複数の事業者等を対象とした一体的な再生支援プロジェクトを実現することも考えております。これらを地域経済の活性化を先導する事業再生モデルとして発信していくことが重要です。

このため、中小企業再生支援センターでは、地域の中堅事業者、中小企業の事業再生に関わる事前相談機能を十分発揮して参ります。そのために、専門家が直接各地域を訪問し、事業者の皆様からの相談受付や金融機関等関係機関との連携によって、各地域の中堅事業者・中小企業の再生案件の掘り起こしに努めるとともに、支援基準を満たす可能性のある案件については、地域の金融機関等と協調しながら、事業再生計画作りをサポートし、支援が決定された場合は、機構の出融資機能、人材供給機能を活用したハンズオン支援を行い、事業再生プロジェクトの構築に取り組めます。

◇事業再生プロジェクトの例（イメージ）

- ・「ものづくり」を担う中堅・中小企業
または企業グループ
—日本経済の国際競争力を支えるコア部分の再生支援

- ・ 医療・福祉事業
—ネットワーク型再生という視点も踏まえて対応
- ・ 観光地等の旅館・ホテル
—地域全体の活性化という視点で対応
- ・ 駅前商店街、中心市街地
—新しい発想に立った業態転換や街作りという観点も視野に入れて対応
- ・ 農林水産業
—農商工連携プロジェクト、新たな流通ビジネスモデル等の支援

2 専門窓口相談の設置

センター内に専門の相談窓口を置き、地域金融機関、中小企業等の事前相談を受け付けています。

3 専門家チームの派遣

新たな事業再生プロジェクトは、官民の幅広い支援ツールも活用しながら創りあげていく必要があるため、各地域の関係機関（中小企業再生支援協議会、金融機関、自治体、経済団体など）と連携し、各機関の適切な役割分担の下、地域の実態に即した支援体制を構築していくことが必要です。

このため、地域に順次、機構の専門家チームを派遣し、「企業再生支援機構説明会 / 中小企業再生支援フォーラム」を開催するとともに、地域の関係機関との間で、具体的な連携体制の擦り合わせ、個別案件についての相談受付・情報交換等を行います。

4 中小企業支援機関との連携

中小企業再生支援協議会などの支援機関との連絡会を開催するなど、情報交流、連携強化を図ります。

中小企業再生支援センター

電話 03-6266-0380 FAX 03-6213-0081